

広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十七年十二月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第五十三号

広島県立総合技術研究所設置及び管理条例の一部を改正する条例

広島県立総合技術研究所設置及び管理条例（平成十九年広島県条例第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一号の表西部工業技術センターの項中「二七、一〇〇円」を「二八、五〇〇円」に改める。

別表第二号の表西部工業技術センターの項中「二六、三〇〇円」を「二〇、〇〇〇円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。